

教 生 指 第 194 号
令和8年10月14日

県立高等学校長 様
県立中等教育学校長 様
県立中学校長 様

生徒指導課長

生徒の所在不明時における組織的な対応体制の整備について(通知)

生徒の所在が確認できない事案が発生した際に、生徒の安全確保を最優先として組織的かつ迅速に対応できるよう、各学校において緊急時の対応体制の整備をお願いします。ついては、下記により危機管理マニュアルの整備等に取り組むようお願いします。

記

1 目的

生徒の所在が不明となった場合に、学校と保護者等が連携して速やかに生徒の安全確認及び安全確保を行うことを目的とする。

2 実施内容

- ・ 各校の危機管理マニュアルに、生徒の所在不明時を想定した対応を追記すること。
- ・ 追記するマニュアルには、事案発生時の初動対応、管理職への報告、保護者等への連絡手順、関係機関との連携、リスクに応じた対応方法等を明記すること。
- ・ 所在が確認できない生徒について、追記したマニュアルに基づき組織的かつ迅速に対応し、安全確保を図ること。

3 その他

- ・ マニュアルの作成に当たっては、本通知に添付した『「生徒の所在不明時の対応マニュアル」作成の手引き』を参考にすること。なお、本通知に添付した作成例を基に、各校の実情を踏まえ、役割分担や連絡手順、関係機関との連携方法等を具体的に整理し、自校の危機管理体制に即した内容とすること。

[担当]

支援・相談班

副参事 星野 勝紀

電 話 025-280-5793

「生徒の所在不明時の対応マニュアル」 作成の手引き

令和8年10月
新潟県教育庁生徒指導課

1 本手引きについて

これまで県立高等学校等において、生徒が所在不明になる件が発生しており、安全確認と安全確保のために、迅速に生徒の所在確認を行わなければならない事態が発生してきた。

さらに、令和6年6月に県立高校生が自殺により亡くなられた事案について、県いじめ防止対策等に関する委員会から、「第5号案件調査報告書」が提出され、その中の提言に、生徒の所在不明時の緊急連絡体制の不備に対する指摘があった。

（省略）生徒の連絡なしの欠席の際の対応が十分でなく家族との連絡が取りにくい状況にあった場合にどうするのかという緊急時の対応マニュアルを策定する必要がある。

特に留意することは、連絡なしの欠席には様々な理由が想定され、リスクに応じた対応が必要である点である。適切なリスク評価とその評価に応じた対応、初動での情報共有や管理職への報告・判断・対応、保護者及び保護者の職場等への連絡などを、改善しなければならない。本事案では、Aの欠席を通告した生徒の危機感が職員に引き継がれなかった可能性があり、一部の職員の判断で対応がなされていたが、役割分担の明確化、対応の判断、意思決定のプロセスなどを、全教職員が理解し共有して事態に即応できるような体制を整備されたい。

（第5号案件調査報告書の概要p18より）

そのため、学校は生徒の安全確保のために、迅速な対応を組織的に行う必要があり、各校において「生徒の所在不明時の対応マニュアル」を作成した上で、組織的な対応を行う体制を整備することとする。

本手引きは、各校において「生徒の所在不明時の対応マニュアル」を作成する際の手引きとして作成したものであり、各校においてマニュアルを作成する際の参考としていただきたい。

なお、本手引き及び参考資料は、そのまま使用することを想定したものではなく、各校の実情に応じて内容を検討し、自校化したマニュアルを整備することが重要である。

2 生徒の所在不明時の対応の基本原則

生徒の所在不明時の対応に当たっては、次の基本原則を踏まえること。

- 1 生徒の所在及び安全を迅速に確認すること（初動対応を遅らせないこと）
 - 危機感を持って、生徒の所在と安全を迅速かつ確実に確認する
- 2 組織的に対応すること
 - 担任等が一人で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織的に対応する
- 3 保護者等※及び関係機関と適切に連携すること
 - 必要に応じて、保護者等、警察、生徒指導課及び関係機関と連携して対応する
- 4 記録を作成し教職員間の情報共有を徹底すること
 - 対応経過や確認した事実を記録し、教職員間で共有する
- 5 発見後の支援（事後対応）を行うこと
 - 発見後は、背景にある課題の把握や心理的ケアを行い、支援につなげる

【起きてはならない状況の例】

- ・担任等が、生徒の所在不明の情報を抱え込み、所在不明を認識してから組織的な対応の開始までに長い時間が経過してしまう状況。
- ・「そのうち連絡が来るだろう」と判断し、対応開始が遅れる状況。
- ・組織的な対応が行われていないため、保護者等との情報共有が滞ってしまう状況。
- ・関係機関との連携に躊躇してしまい、生徒の発見が遅れる状況。

※ 「保護者等」とは、学校教育法上の保護者のほか、生徒の父母や祖父母など、学校との連絡・連携の相手方となる者をいう。

3 組織的な対応について

(1) 役割分担例

生徒の所在不明時に迅速かつ組織的な対応が行えるよう、あらかじめ役割分担を定め、自校の実態に応じて定期的に見直すこと。

担当	主な役割（例）
管理職	役割分担の指示、対応方針の決定、警察への相談の判断、生徒指導課への報告、所在確認に係る範囲及び時間等の決定
学級担任・副担任	欠席・遅刻・早退の把握、保護者等に対する連絡窓口、生徒の情報の整理、情報共有
学年主任・学年団	学年内の情報集約、担任支援、役割分担、保護者等への対応や所在確認の支援
教科担当	授業時の出欠確認と共有、所在状況の把握、異変や気になる様子の報告
生徒指導担当	校内外の情報収集、警察等との連携支援、行動歴や交友関係の確認支援
教育相談担当	背景要因の把握、心理的支援、発見後の教育相談体制の調整
養護教諭	健康状態や保健室利用状況の確認、心身の不調に関する情報共有
事務職員	保護者等からの折り返し連絡の取次ぎ、連絡内容の伝達

各校においては、役割分担に加え、管理職への報告ルート、警察への相談手順、生徒指導課への報告方法について、あらかじめ定めておくことが望ましい。

(2) 教職員間で共有する情報（例）

次の情報は、一部の教職員のみが保持することのないよう、関係教職員で共有する。

- ・ 学校及び保護者等による最終所在確認時の状況
- ・ 服装・所持品
- ・ 保護者等から得られた情報
- ・ 心身の状態及び生活状況
- ・ 所在につながる情報
- ・ 学校及び関係機関の対応状況

(3) 教職員間での情報共有方法（例）

情報は、状況に応じて適切な方法で共有する。

- ・ 口頭
- ・ 職員室の共有ボード（ホワイトボード）等
- ・ 情報共有シート等のメモ
- ・ ICT 機器（グループウェアの掲示板機能等）

4 保護者等に連絡・確認する際の留意点など

(1) 保護者等に連絡する際の留意点

保護者等への連絡は、生徒の所在及び安全の確認を目的として行い、保護者等の心情に配慮しながら必要な情報を整理して確認すること。

- ・ 生徒の安全確認を最優先に対応していることを伝える。
- ・ 保護者等を責めるような聞き方にならないよう配慮する。
- ・ 保護者等から確認した事実と推測を区別し、時系列で情報を整理する。
- ・ 保護者等と連絡が取れない場合も、連絡を待つだけにせず、組織的に安全確認を進める。

(2) 保護者等に確認する事項（例）

確認する事項の例は次のとおりであるが、全ての項目を一律に確認するものではなく、生徒の状況に応じて必要な事項を確認する。

確認事項	確認内容（例）
最終所在確認時の状況	本人を確認した日時、場所、そのときの様子
服装・所持品	当日の服装、所持品の内容
心身の状態及び生活状況	健康状態、心身の不調、自傷歴、希死念慮、家庭や学校での変化、悩みや不安、友人関係等
所在につながる情報	行き先として考えられる場所、立ち寄り先、よく利用する場所、SNS 等による連絡状況、GPS・位置情報共有機能等による位置情報
警察への相談状況	警察への相談又は行方不明者届提出の有無

※ 警察への相談に関する詳細は、「7 警察への相談」を参照

(3) 保護者等と連絡が取れない場合の対応

保護者等と連絡が取れない場合は、状況に応じて、次の方法を組み合わせて対応する。なお、各対応を継続する時間や次の対応へ移行する時期については、生徒の状況や危険性を踏まえ、管理職が判断する。

- ・ 繰り返し電話連絡を行う。
- ・ メールや学校の連絡アプリ等を活用する。
- ・ 学校に届け出られている緊急連絡先や勤務先などに連絡する。
- ・ 学校が把握している範囲で、親族等に連絡を取る。
- ・ 必要に応じて、複数の教職員で家庭訪問を行う。
- ・ 重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、速やかに警察に相談する。

(4) 保護者等にGPS・位置情報の確認を依頼する場合

生徒の安全確保を目的としていることを保護者等に説明した上で、次の依頼を行う。

- 保護者等が利用できる位置情報共有機能等がある場合は、確認を依頼する。
- 生徒が携帯電話を所持している場合は、保護者から携帯電話会社に位置情報の照会を行うよう依頼する。
- 位置情報が水辺、線路、山間部等の危険が懸念される場所を示している場合は、学校だけで搜索せず、速やかに警察に相談するよう依頼する。

5 生徒の友人・同級生に協力を依頼する際の留意点など

(1) 生徒の友人・同級生に協力を依頼する際の留意点

生徒の所在確認において、友人・同級生へ協力を依頼する場合は、必要な範囲にとどめるとともに、心理的負担やプライバシーに十分配慮すること。

- ・ 生徒の安全確認を目的とすることを説明する。
- ・ 事情聴取のような対応とならないよう配慮する。
- ・ 責任を負わせたり、自責感を抱かせたりしないよう配慮する。
- ・ 確認内容は必要最小限とし、知り得た情報を安易に他の生徒へ伝えないよう依頼する。

(2) 生徒の友人・同級生に確認する事項（例）

確認する事項の例は次のとおりである。ただし、全ての項目を一律に確認するものではなく、生徒の状況に応じて必要な事項を確認する。

【確認内容の例】

- ・ 当日または直近に連絡を取っていないか
- ・ 会う約束や行き先について聞いていないか
- ・ SNS 上の投稿やメッセージを確認していないか
- ・ 最近の言動や様子で気になることはなかったか
- ・ 生徒の安全に関して心配される情報を把握していないか

(3) 友人・同級生に生徒への連絡を依頼する際の留意点

友人・同級生が生徒と連絡を取ることができる可能性がある場合は、電話、メール、SNS 等による連絡を依頼することを検討する。

- ・ 協力は友人・同級生の意思を尊重し、無理に依頼しない。
- ・ 生徒を問い詰めたり、帰宅や登校を強く求めたりする連絡は依頼しない。
- ・ 生徒に関する情報を把握した場合は、速やかに学校へ連絡するよう依頼する。

6 教職員による所在確認について

(1) 教職員による所在確認の実施

生徒の所在が確認できない場合は、管理職の指示の下で組織的かつ計画的に教職員による所在確認を実施すること。

- 所在確認の実施の判断は、収集した情報や生徒の状況を踏まえて管理職が判断する。
- 所在確認を行う範囲、場所、時間帯及び対応する教職員は、管理職の指示の下で決定する。校内の確認を優先して行うとともに、必要に応じて校地内及び校外の確認を実施する。
- 生徒の生命・身体への危険等が懸念される場合は、警察への相談を優先する。

(2) 所在確認を行う際の留意点

教職員による所在確認は、教職員自身の安全にも十分配慮した上で実施する。

- 原則として複数の教職員で対応する。
- 確認場所、連絡方法、到着予定時刻を管理職等と共有する。
- 危険が予想される場所への立入りは行わない。
- 生徒について新たな情報を把握した場合は、速やかに管理職へ報告し、必要に応じて対応方針を見直す。
- 管理職は、所在確認の経過及び結果を記録し、教職員間で共有する。

(3) 生徒を発見した際の対応

生徒を発見した際は、生徒の安全確保を最優先として対応する。

- 生徒の心身の状態や周囲の状況を確認する。
- 発見した教職員のみで対応方針を判断せず、速やかに管理職へ報告する。
- 発見後の支援については、「8 発見後の対応について」に基づいて対応する。

7 警察への相談について

(1) 基本的な考え方

重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、「まだ早いかもしれない」とためらわず、速やかに警察に相談し、必要な助言を受けること。警察への相談後も、学校として必要な所在確認及び安全確保の取組を継続すること。

なお、警察への相談は、原則として保護者等が行うが、保護者等に連絡がつかない場合は学校が行う。

(2) 警察に相談する目安

次のいずれかに該当した場合は、状況に応じて速やかに警察に相談する。

- ・ 生徒及び保護者等に繰り返し連絡しても、連絡が取れない。
- ・ 帰宅時刻になっても帰宅しない。
- ・ 心身に大きな影響を与える出来事があった。
- ・ 自傷歴や希死念慮がある。
- ・ いじめの訴えや相談の直後である。
- ・ SNSトラブルや第三者との接触が疑われる。
- ・ 位置情報が危険箇所を示している。
- ・ 荒天、積雪、猛暑等により生命・身体への危険が懸念される。
- ・ 事件や事故の可能性が懸念される。
- ・ その他、重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される。

(3) 警察に相談した際の対応

警察に相談（連携）した際は、次の対応も行う。

- ・ 警察からの助言内容を記録する。
- ・ 生徒指導課に報告する。
- ・ 保護者等と情報を共有する。
- ・ 警察からの助言を踏まえ、学校として必要な対応を継続する。

※ 「行方不明者届」は、原則として保護者等が警察に提出するものであり、学校は、必要に応じて保護者にその旨を説明し、警察への相談や届出を依頼する。

8 発見後の対応について

(1) 発見直後の対応

所在不明であった生徒が発見された場合は、「発見＝対応終了」と捉えず、次の対応を行うこと。

- ・ 本人の安全と心身の状態を確認する。
- ・ 「戻ってきてよかった」「安全が確認できて安心している」など、安心感につながる声掛けを行う。
- ・ 体調やけがの有無を確認し、必要に応じて医療機関につなぐ。
- ・ 「なぜいなくなったのか」と追及せず、本人の心身の状態に配慮しながら、困っていたことや背景事情を確認する。
- ・ 保護者等に速やかに連絡し、見守り等を依頼する。
- ・ 管理職は生徒指導課に報告する。

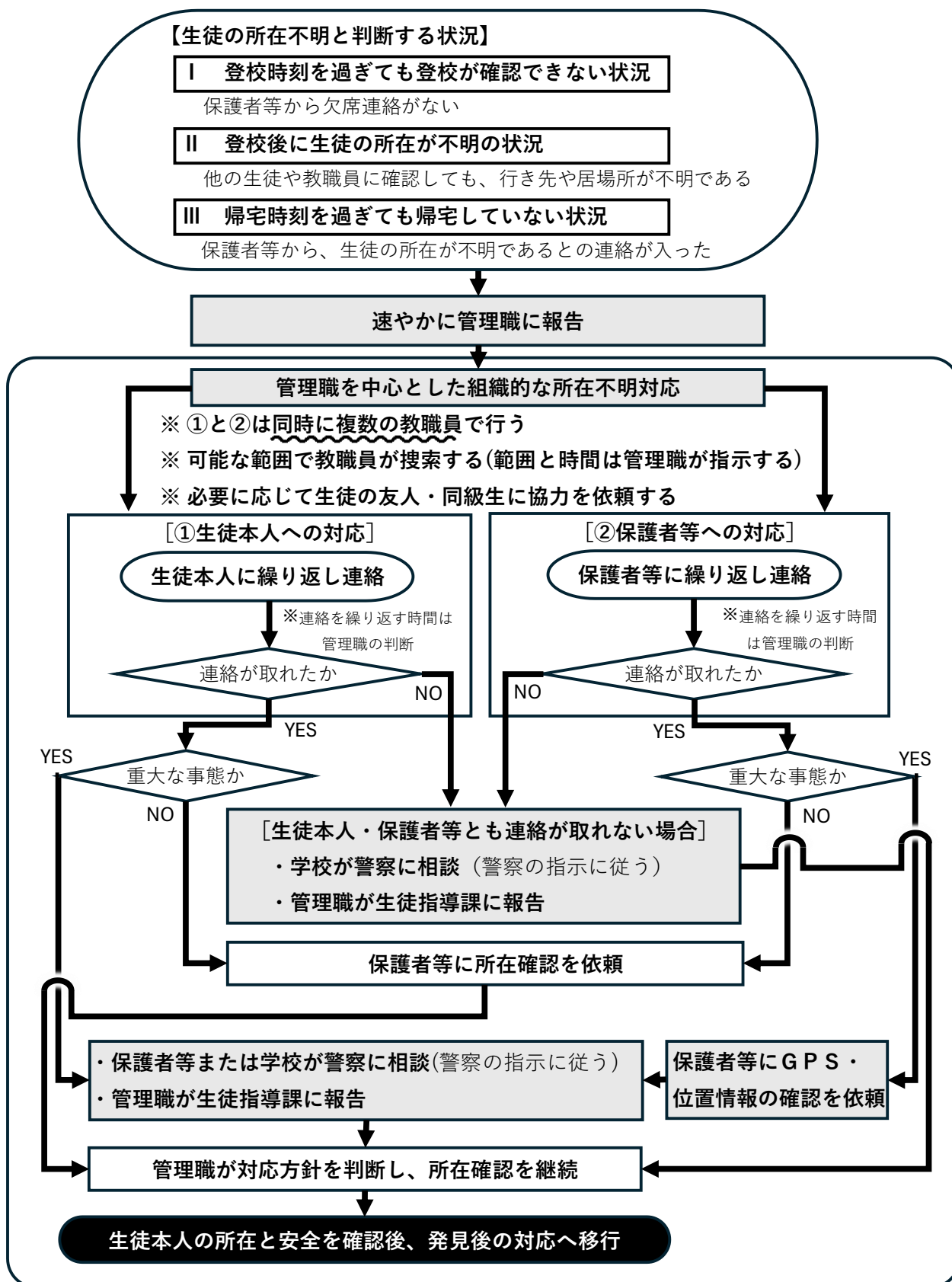
(2) 発見後の継続的な支援

本人の状況や背景事情を踏まえ、必要に応じて校内外の関係者と連携し、継続的な支援につなげる。

- ・ 発見までの経過と学校の対応を時系列で整理し、関係教職員及び生徒指導課と共有するとともに、今後の支援方針について確認する。
- ・ いじめ、自傷、希死念慮、家庭不安、虐待、性被害等の背景が疑われる場合は、慎重に状況を確認する。
- ・ 本人及び保護者等の意向を確認し、支援方針を関係教職員で検討する。
- ・ 必要に応じてケース会議を実施し、役割分担を確認する。
- ・ 教育相談や継続面談を行う。
- ・ 必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関、児童相談所等と連携する。
- ・ 継続的な支援が必要な場合は、個別の支援計画を作成する。
- ・ 再発防止に向け、校内の支援体制や対応を見直す。

9 生徒の所在不明時の対応フロー（例）

◎ 重大な事態（生徒の生命・身体への危険等）が懸念される場合は、速やかに警察に相談する。



参考 情報共有シート

情報共有シート

記録者（ ）

○発生日時： ____月 ____日 ____時 ____分 ○学 年 組： ____年 ____組 ____番（担任： ____） ○氏 名： ____（住所： ____）	
概要	☐ 登校していない ☐ 校内で所在不明 ☐ 下校後帰宅していない
管理職報告	☐ 校長 ☐ 副校長 ☐ 教頭 （確認時刻： ____時 ____分）
学校の 最終所在確認情報	最終所在確認日時： ____月 ____日 ____時 ____分 その時の様子（確認者、確認場所など）
保護者等への 連絡・確認	保護者等への連絡： ☐ 実施 ☐ 未実施 連絡時間： ____月 ____日 ____時 ____分（連絡者： ） 保護者等： ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ その他（ ） 確認内容： ☐ 最終所在確認時刻 ____月 ____日 ____時 ____分 ____ ☐ 服 装 ____ ☐ 所持品 ____ ☐ 行き先・立ち寄り先等 ____ ☐ GPS 確認（☐ 実施 ☐ 未実施 ☐ 確認不能） ☐ 健康状態 ____ ☐ 最近の様子 ____ ☐ 警察相談状況 ____ ☐ その他参考となる事情 ____
本人の状況	携帯電話： ☐ 所持 ☐ 所持していない ☐ 不明 連絡状況： ☐ 連絡可能 ☐ 呼出中 ☐ 電源 OFF ☐ 未確認
背景情報	☐ 自傷歴・希死念慮 ☐ いじめ ☐ 不登校傾向 ☐ SNSトラブル ☐ 友人関係トラブル ☐ 家庭内トラブル ☐ 家出歴 ☐ 精神的不調 ☐ その他（ ）
学校の対応状況	☐ 教室確認 ☐ トイレ確認 ☐ 保健室確認 ☐ 特別教室確認 ☐ 校地内確認 ☐ 校外確認 ☐ 友人確認 ☐ 家庭訪問
関係機関との連携	警察相談： ☐ 実施 ☐ 未実施 （ ____月 ____日 ____時 ____分） 生徒指導課報告： ☐ 実施 ☐ 未実施 （ ____月 ____日 ____時 ____分）
備考	対応経過等（時系列）